岩内町水防計画

（資料編）

岩内町防災会議

目　　次

第２章
別表１　水防本部の組織 …… 1
別表２　水防に関係ある各部の水防業務大綱 …… 2
別表３　消防機関の非常災害時の組織 …… 3
別表４　消防機関の水防分担区域 …… 4

第３章
別表５　水防区域 …… 4
別表６　高波・高潮・津波等により災害が予想され警戒を必要とする区域 …… 4
別表７　本町の区域内に設置されている雨量観測所及び検潮所の位置 …… 4
別表８　水防用資機材の備蓄状況 …… 5
別表９　樋門等の設置場所 …… 5
別表10　水防用土砂堆積場所 …… 5

第４章
別表11　町と関係機関と相互に行う通信連絡 …… 6

第５章
別表12　町の巡視責任者 …… 6
別図１　水防標識(標旗) …… 6
（別紙様式１）　水防立入調査員証 …… 7

第６章
（別紙様式２）　公用負担権限委任証 …… 7
（別紙様式３）　公用負担命令票 …… 8

第７章
（別紙様式４）　水防活動実施報告書 …… 9

参考資料
○資料４－９－１－１　水防区域 …… 11
○資料４－９－１－２　高波・高潮・津波等の危険区域 …… 13
○資料４－９－１－８　洪水浸水想定区域 …… 15

別表１

水防本部の組織

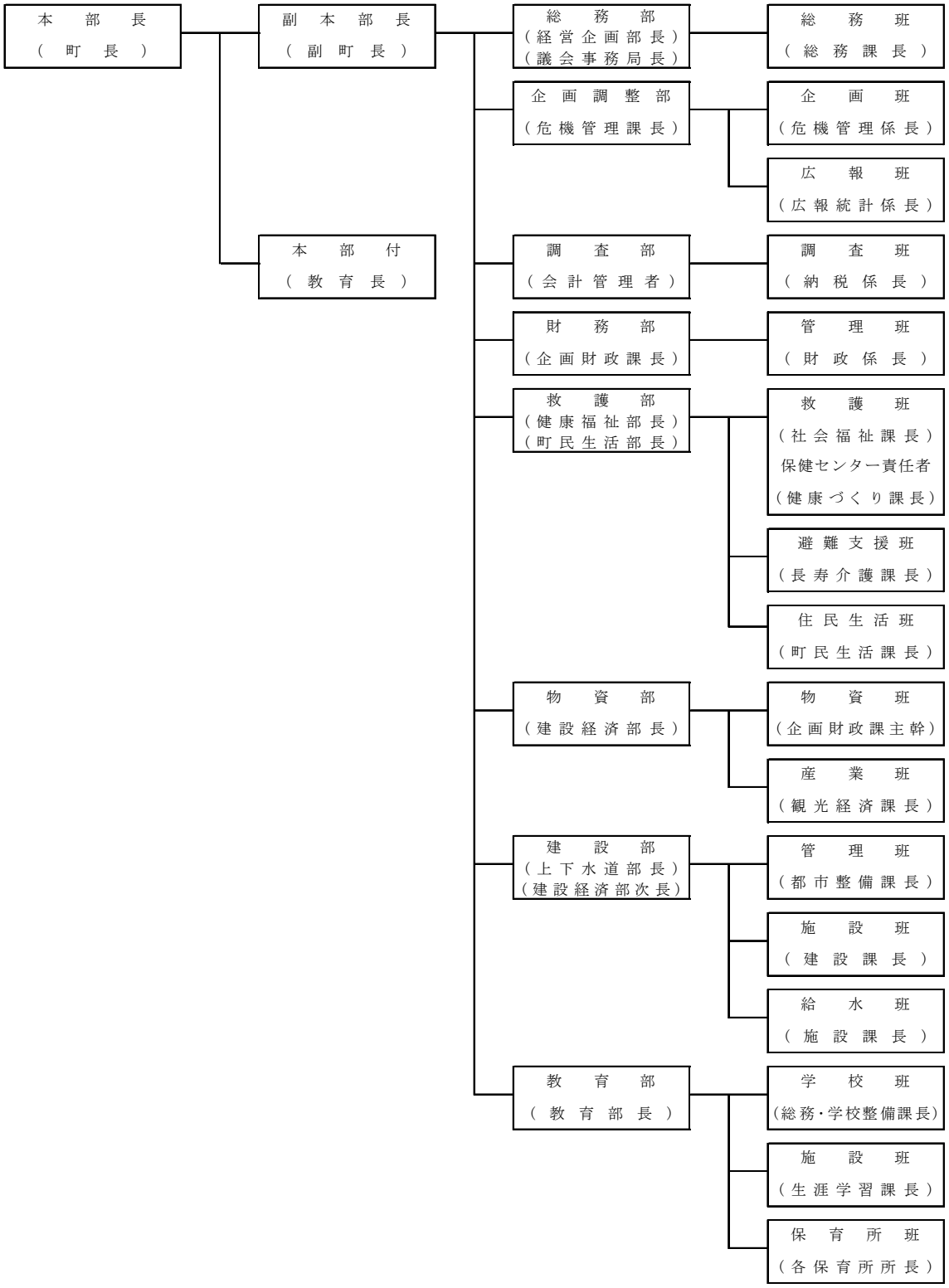
本部長
（町長）
副本部長
（副町長）
本部付
（教育長）
総務部
（経営企画部長）
（議会事務局長）
総務班
（総務課長）
企画調整部
（危機管理課長）
企画班
（危機管理係長）
広報班
（広報統計係長）
調査部
（会計管理者）
調査班
（納税係長）
財務部
（企画財政課長）
管理班
（財政係長）
救護部
（健康福祉部長）
（町民生活部長）
救護班
（社会福祉課長）
保健センター責任者
（健康づくり課長）
避難支援班
（長寿介護課長）
住民生活班
（町民生活課長）
物資部
（建設経済部長）
物資班
（企画財政課主幹）
産業班
（観光経済課長）
建設部
（上下水道部長）
（建設経済部次長）
管理班
（都市整備課長）
施設班
（建設課長）
給水班
（施設課長）
教育部
（教育部長）
学校班
（総務・学校整備課長）
施設班
（生涯学習課長）
保育所班
（各保育所所長）

別表２

水防に関係ある各部の水防業務大綱

部	班	所　掌　事　務
総務部	総務班	１．水防本部の運営に関すること。 ２．庁内非常配備体制に関すること。 ３．庁内の電力及び電話通信の管理及び確保に関すること。 ４．自衛隊の派遣要請に関すること。 ５．災害に係る国・道への報告に関すること。 ６．防災会議に関すること。 ７．その他、他の部、班に属さないこと。
企画調整部	企画班	１．災害情報、気象情報の収集伝達に関すること。 ２．災害対策の業務計画に関すること。 ３．関係市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 ４．被災地との連絡、交通網の確保に関すること。 ５．各部との連絡調整に関すること。
	広報班	１．非常警報、避難指示、避難解除等に係る広報に関すること。 ２．災害報道記事及び災害写真等の収集に関すること。 ３．報道機関との連絡調整に関すること。
調査部	調査班	１．被害調査の収集に関すること。 ２．被害状況の記録に関すること。 ３．災害対策活動の記録に関すること。
財務部	管理班	１．災害対策の予算措置及び経理に関すること。 ２．災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 ３．災害対策用物資の出納に関すること。 ４．輸送車両の確保及び管理に関すること。
救護部	救護班	１．避難所の開設及び避難者の誘導、受入れに関すること。 ２．被災者の人命救助計画作成及び実施に関すること。 ３．日本赤十字社北海道支部の救助活動の連絡調整に関すること。 ４．生活必需物資、義援金品の受け付け及び配分に関すること。 ５．保健所、医療機関との連絡調整に関すること。 ６．医療機関に対する応援要請に関すること。 ７．被災者に対する応急医療に関すること。 ８．炊出しによる食料の確保に関すること。 ９．災害ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 10．その他被災者の福祉、保健衛生に係る応急対策に関すること。 【保健センター責任者】 １．保健センター（避難所）の開設及び避難者の誘導、受入れに関すること。
	避難支援班	１．避難行動要支援者の救助に関すること。 ２．福祉避難所の開設及び要配慮者の誘導、受入れに関すること。 ３．社会福祉施設及び介護保険施設等との連絡調整に関すること。
	保育所班	１．入所児童の避難及び救護に関すること。 ２．保育所（避難所）の開設及び運営に関すること。
	住民生活班	１．防疫計画の作成及びその実施に関すること。 ２．じん芥収集、し尿の汲み取り、その他環境衛生の確保に関すること。 ３．死亡者の収容及び埋葬に関すること。 ４．住民組織の協力要請に関すること。

部	班	所　　掌　　事　　務
物資部	物資班	１．応急食料の供給計画の作成及び炊出しの実施に関すること ２．生活必需物資の調達及び供給に関すること。 ３．救援・救護物資の調達及び供給に関すること。 ４．避難所への生活必需物資、救援・救護物資の搬送に関すること。 ５．災害対策及び災害復旧に係る応急資機材等の調達に関すること。 ６．避難者の輸送に関すること。 ７．避難者の輸送記録に関すること。
	産業班	１．農林水産業災害に対する応急措置及び復旧事業に関すること。 ２．被災業者に係る救護対策に関すること。 ３．治山・治水対策に関すること。 ４．災害時における物価抑制に関すること。 ５．観光入込客対策に関すること。
建設部	管理班	１．応急資機材の需給計画の作成及び実施に関すること。 ２．災害時における土木建設用機械等の運用計画及び実施に関すること。 ３．その他、災害時における復旧事業の実施に関すること。 ４．水防区域の調査、監視に関すること。
	施設班	１．道路、橋梁、河川、海岸、港湾、公共施設等の応急措置に関すること。 ２．被災箇所における交通不能の応急措置に関すること。 ３．障害物の除去に関すること。 ４．その他、災害時における復旧事業の実施に関すること。
	給水班	１．災害時の飲料水の確保に関すること。 ２．避難所及び断水地域の給水に関すること。 ３．水道施設の応急措置及び復旧事業に関すること。
教育部	学校班	１．児童、生徒の避難及び救護に関すること。 ２．災害時における応急教育に関すること。 ３．学用品の調達、支給に関すること。 ４．災害時における学校給食に関すること。 ５．各小中学校との連絡調整に関すること。 ６．社会教育関係団体の応援、協力要請に関すること。
	施設班	１．避難所の設営に関すること。 ２．教育施設の応急対策に関すること。 ３．文化財等の応急対策に関すること。

別表３

消防機関の非常災害時の組織

非常災害時の部隊編成

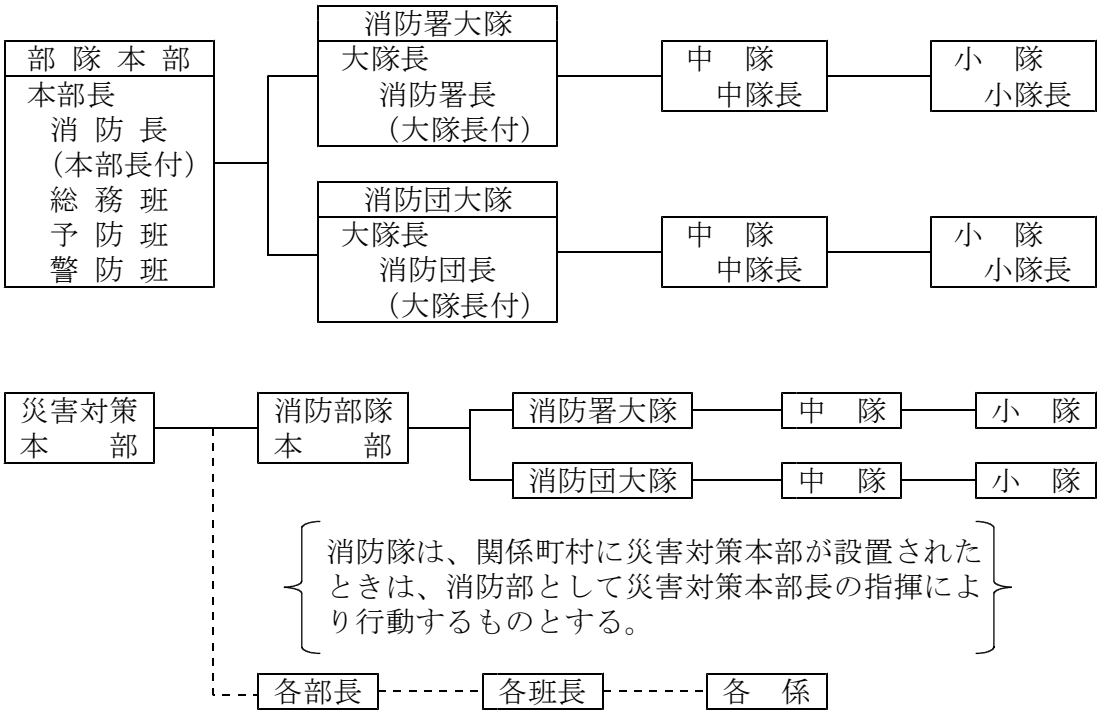

別表４　消防機関の水防分担区域

担当消防団分団	警戒河川名	警戒海岸名
第１分団		万代、大浜海岸
第２分団	権太川（左岸）	御崎、大和海岸
第３分団	権太川（右岸）	岩内港、岩内新港
第４分団	メトチ川	敷島内海岸
第５分団	西老古美川	敷島内海岸

別表５　水防区域

番号	水系河川		区分	区域		
	水系	河川名		左右岸の別	延長（M）	地区名
1	野東川	権太川	普	左岸	180	野東地区
2	野東川	権太川	普	右岸	350	野東地区
3	野東川	メトチ川	普	右岸 左岸	400 350	野東地区
4	野東川	西老古美川	普	左岸	20	野東地区
5	野東川	ポンイワナイ川	普	両岸	800	栄、高台地区
6	野東川	運上屋川	普	両岸	3,000	栄、宮園、高台、清住相生地区

別表６　高波・高潮・津波等により災害が予想され警戒を必要とする区域

高波・高潮・津波 警　戒　区　域	地　　域	警戒区域延長
第　１　区	御　崎　海　岸 野　束　海　岸	560m 650m
第　２　区	岩　　内　　港	3,518m
第　３　区	敷 島 内 海 岸	21,891m
第　４　区	岩　内　新　港	2,489m

別表７　本町の区域内に設置されている雨量観測所及び検潮所の位置

○雨量観測所

所管 区分	観測 所名	観測方法	位　　置	種別	観　測　所	電話番号 (照会先)
岩内町	岩内	自　　動	岩内町字高台 ８番地１	雨量	岩内・寿都地方 消防組合岩内消防署	62-1141 (予防係)

○検 潮 所

港　名	観測所	管理者名	位　　置	種　別	備　　考
岩内港	岩　内	小樽開発建設部 小樽港湾事務所	岩内町字御崎16番地６	潮　位	＋1.5

（注）備考欄中の数値は、東京湾平均海面（T・P）からの球分体の高さを表す。

別表８　水防用資機材の備蓄状況

令和3年12月31日現在

資　機　材　名	数　量	資　機　材　名	数　量
剣先スコップ	20 丁	モンキーレンチ	2 丁
角スコップ	13 丁	クイ	74 本
ツルハシ	2 丁	ホーク(住民課管理)	15 本
クワ	1 丁	土のう袋（Ｐ．Ｐ）	2,000 枚
掛け矢	3 本	懐中電灯	1 個
ハンマー	1 本	ビニールシート	33 枚
手オノ	1 丁	ワイヤーロープ止金具(5mm) ワイヤーロープ止金具(10mm)	33 個 50 個
マサカリ	1 丁	ワイヤーロープ	3 巻
金槌	3 丁	クレモナロープ	100 m
ペンチ	2 丁	鉄線（10番線）	10 kg
ニッパー	4 丁	釘（２寸５分）	2 kg
シノ	1 丁	釘（３寸）	2 kg
鋸	1 丁	釘（３寸５分）	2 kg

別表９　樋門等の設置場所

名　　称	河川名 左右岸	位　　置	管理者	連　絡　先 電 話 番 号	断面形状	ゲート数
斉藤地先 配水樋管	野東川 左　岸	野東213 番 地 1	小樽建設管理部 共和出張所長	野東272番地 丹川元　保雄 62-2010	φ 0.9×7.9	1
野 東 川 第１樋門	野東川 右　岸	宮園418 番 地 4	岩　内　町　長	高台134番地1 建設住宅課 67-7097	φ 1.2×5.5	1

別表10　水防用土砂堆積場所

堆　積　場　所	所　在　地	土のう堆積数	備　　考
旧島野会館跡地（町有地）	野東３番地１	2,000個	左記以外に防災倉庫に土のう袋2,000枚保管

別表11　町と関係機関と相互に行う通信連絡

機　　関　　名	連 絡 先	通　　信　　系　　統		
		第　1	第　2	第　3
後 志 総 合 振 興 局	地域創生部 地域政策課	北海道総合行政 ネットワーク	TEL 0136-23-1345	車　利　用
小 樽 開 発 建 設 部 小 樽 港 湾 事 務 所		TEL 0134-22-6131	車　利　用	
小 樽 建 設 管 理 部 共　和　出　張　所		TEL 62-1818	車　利　用	徒　　歩
岩　内　警　察　署	警 備 課	TEL 62-0110	車　利　用	徒　　歩
岩内・寿都地方消防 組合（岩内消防署）		内線 650	TEL 62-1141	車　利　用
岩　内　消　防　団		内線 650	TEL 62-1141	車　利　用

別表12　町の巡視責任者

河　　川　　名	巡 視 担 当 課	巡 視 責 任 者	巡 視 員 数
権　　太　　川 メ　ト　チ　川 西 老 古 美 川 運　上　屋　川	建 設 課	建　設　課　長	３人

別図１　水防標識（標旗）

標　　旗

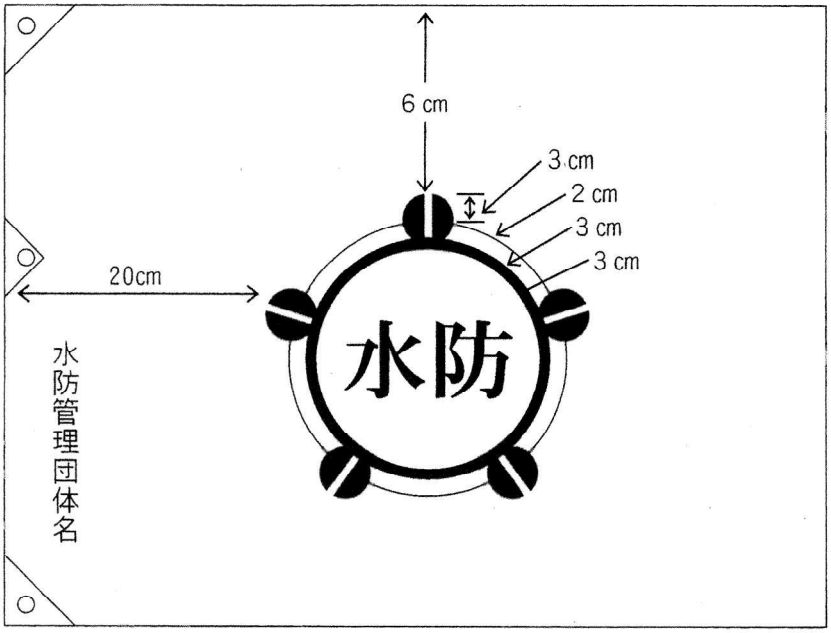

（縦60cm・横90cm）

（別紙様式１）

表

第　号

水防立入調査員証

所属
職名
氏名

上記の者は、水防法（昭和24年法律第193号）第49条第１項の規定により必要な土地に立ち入ることができる職員であることを証明します。

年　　月　　日

水防管理者
岩内町長　　印

（縦９cm・横６cm）

裏

水防法（抜粋）

第49条　都道府県知事又は水防管者は、水防計画を作成するために必要があると認めたときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

２　都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（別紙様式２）

第　号

公用負担権限委任証

所属
職名
氏名

上記の者は、岩内町区域における水防法第28条第１項の権限の行使について委任したことを証明する。

年　　月　　日

委任者氏名　　印

（縦９cm・横６cm）

（別紙様式３）

第　　号

公　用　負　担　命　令　票

住所
氏名

水防法第28条第１項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。

１．目的物
（１）　所在地
（２）　名　称
（３）　種　類　（又は内容）
（４）　数　量

２．負担内容
（使用、収用、処分等について詳記すること。）

年　　月　　日

命令者　職　氏名　　印

（日本工業規格Ａ４版）

（別紙様式４）

水防活動実施報告書

自　　年　　月
至　　年　　月

（市町村名）

区　　分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分				備　　考
	団体数	活動延人員	主要資材	その他資材	計	団体数	使用資材費			
							主要資材	その他資材	計	
県（都道府）分 前回迄	—	人 —	円	円	円	—				
月分	—	—				—				
月分	—	—				—				
月分	—	—				—				
月分	—	—				—				
月分	—	—				—				
小計	—	—				—				
累計	—	—				—				
水防管理団体分 前回迄	（　）					—				
月分	（　）					—				
月分	（　）					—				
月分	（　）					—				
月分	（　）					—				
月分	（　）					—				
小計	（　）					—				
累計							円	円	円	

（作成要領）

1　「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
2　「団体数」欄の（　）書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
3　「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
4　「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
5　「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
6　「左のうち主要資材３５万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

資料４－９－１－１
水防区域

令和3年12月31日　現在

図面番号	危険区域の現状							予想される被害				整備計画	
	市町村名	地区名	水系名	河川名	流心距離	危険区域延長	災害の要因	住家	公共施設	道路	その他（耕地）	実施機関	概要
					km	m		戸			ha		
①	岩内町	権太橋 下流5m （野東地区）	野東川	権太川	野東川 合流点	左岸　180	溢水				0.7	岩内町	S56災害応急工事済
②	岩内町	さとみ橋 下流60m （野東地区）	野東川	権太川	野東川 合流点 0.22	右岸　350	溢水			道道野東 清住線		岩内町	岩内町排水計画 に基づき整備予定 S56災害応急工事済
③	岩内町	野東川 上流570m （野東地区）	野東川	メトチ川	野東川 合流点 0.57	右岸　400 左岸　350	溢水				2.6		
④	岩内町	野東川 上流2,000m （野東地区）	野東川	西老古美川	野東川 合流点	左岸　20	溢水				0.8	岩内町	S56災害応急工事済
⑤	岩内町	栄、高台地区	野東川	ポンイワナイ川	野東川 合流点	両岸　800	溢水	172					
⑥	岩内町	栄、宮園、高台 清住、相生地区	野東川	運上屋川	野東川 合流点	両岸3,000	溢水	351					
合計			1	5		5,100		523			4.1		

（資料4－9－1－1　別図）

資料４－９－１－２

高波・高潮・津波等の危険区域

令和3年12月31日現在

図面番号	危険区域の現況						世帯・人口		予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	市町村名	海岸名	海岸線危険区域延長	指定済延長	海岸保全施設のある区域延長	災害の要因	世帯	人口	住家	公共施設	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部	危険区域との関連 一部	実施機関	概要
			m	m	m			人	戸											
⑤	岩内町	御崎	560			津波等	254	464	254		国道		北海道	海岸法	S39.2.5	北海道告示		○	北海道	計画
		野束	650				51	97	51		町道			(海岸保全区域)		第337号		○		検討中
	岩内町	岩内港	3,518			津波等			821	4	国道	2								
		(大和)					160	289	(160)		道道									
		(万代)					310	544	(310)	(3)	町道									
		(大浜)					251	445	(251)			(2)								
		(高台)					11	25	(11)											
		(清住)					89	166	(89)											
	岩内町	敷島内	21,891	3,009		津波等	58	96	58		国道		北海道	海岸法	S36.5.30	北海道告示		○	北海道	計画
											町道			(海岸保全区域)		第1228号				検討中
	岩内町	岩内新港	2,489			津波等				(1)										
		(大浜)																		
合計			29,108	3,009			1,184	2,126	1,184	4		2								

（資料４－９－１－２　別図）

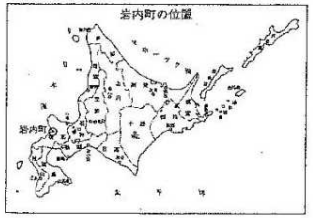

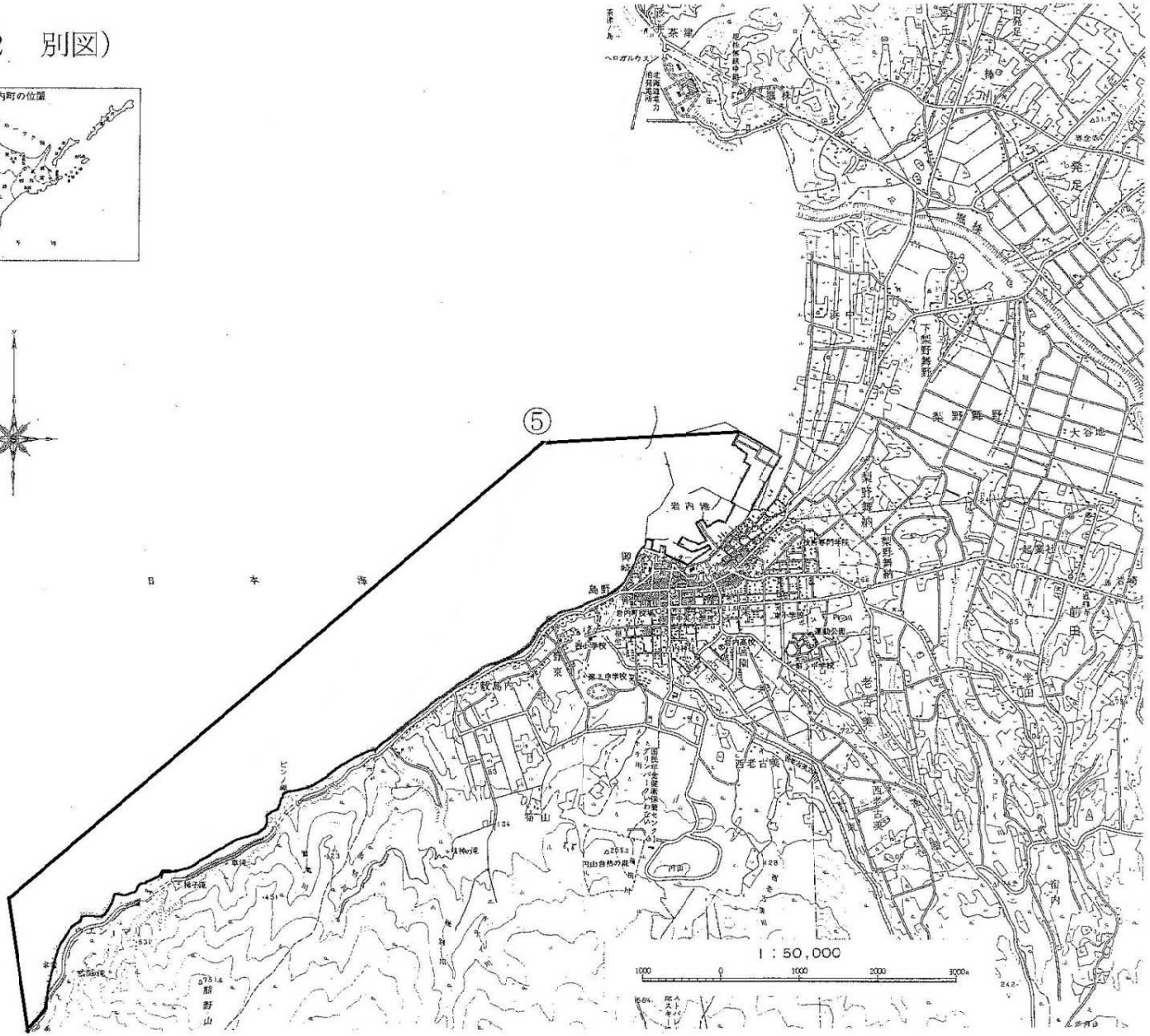

資料　４－９－１－８

洪水浸水想定区域

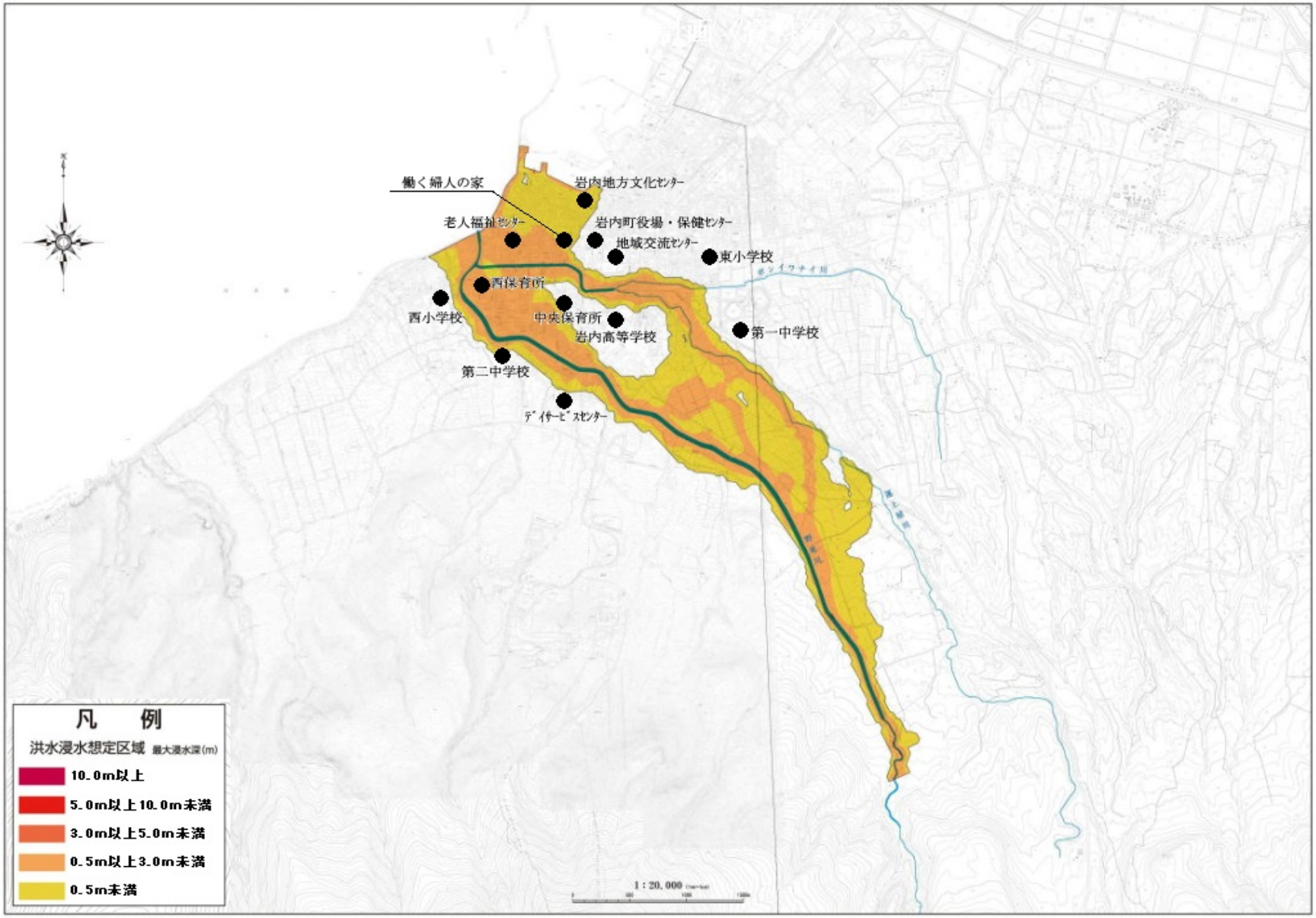

岩内町水防計画
（資料編）

発	行	：	平成	3	年	8	月
改	訂	：	平成	5	年	3	月
改	訂	：	平成	6	年	3	月
改	訂	：	平成	9	年	3	月
改	訂	：	平成	11	年	12	月
改	訂	：	平成	13	年	12	月
改	訂	：	平成	14	年	12	月
改	訂	：	平成	15	年	12	月
改	訂	：	平成	16	年	12	月
改	訂	：	平成	17	年	12	月
改	訂	：	平成	18	年	12	月
改	訂	：	平成	20	年	12	月
改	訂	：	平成	26	年	4	月
改	訂	：	平成	28	年	4	月
改	訂	：	平成	29	年	3	月
改	訂	：	平成	30	年	8	月
改	訂	：	令和	元	年	12	月
改	訂	：	令和	4	年	3	月

岩 内 町